

「福島モデル」として注目

過疎地域にも ブロードバンドを!

過疎地域では、都市部との情報インフラの格差が問題となっている。利用者が少なく収益が上がらないために、民間通信事業者がブロードバンドサービスを提供できないからだ。しかし、このような悩みをもつ過疎地域についても高速インターネットが実現できる仕組みがある。民間通信事業者と自治体が連携してブロードバンド化に取り組む「IRU方式」だ。



「IRU方式」によるブロードバンドを進め、地域サービスの充実を図る、福島県耶麻郡の磐梯町役場。

問われる 過疎地域への 対応

総務省は「あらゆる場所、あらゆる人やモノがネットワークに接続され、高速大容量での通信ができる社会」を実現するという政策を掲げており、そのための具体的な目標として「2010年までに、すべての国民が高速または超高速通信を利用できる環境をつくる」ことを目指している。実際に、都市部では光ファイバーの敷設などネットワークインフラの整備が進み、通信のブロードバンド化が急速に普及しつつある。

一方、人口が長期間にわたり減少している過疎地域ではブロードバンド化が進まず、情報化社会から取り残されそうになるという状況が起きている。そもそも人口の少ない過疎地域では、ブロードバンドのための設備を整えても利用者が少ないので採算が見込まれないからだ。こうした「事業性の厳しい地域」に対しては、収益を追求しなければならない民間の通信事業者がサービスを提供することが困難になっている。

福島県も典型的な過疎地域を抱える自治体だ。会津地方や阿武隈山系の山間地を中心に、県内の約4割が過疎地域。県内60自治体のうち、65歳以上の高齢者人口比率が21パーセントを超える「超高齢」自治体は、半数以上にのぼる。

ところが、そんな福島県の複数の過疎地域に光ファイバーを敷設して、ブロードバンド化を進めるという取り組みがある。一体どのような方法を取っているのか。

NTT 東日本福島支店法人営業部
エスイー なかた ゆうじん おりた まさゆき
SE担当の中田有人氏と折田雅之

氏に話をうかがった。

「事業性の厳しい地域のブロードバンド化を進めるには、当社などの民間事業者だけでなく自治体の取り組みが重要になります」と中田氏は言う。民間事業者にはできない、事業性の厳しい地域への光ファイバー敷設のコストなどを、自治体が負担するというのだ。

NTT東日本と自治体とが連携

ただし、自治体がみずから投資してブロードバンド設備を持ったとしても、その自治体そのまま運営主体となって住民にサービスを提供することはむずかしい。自治体には、利用料金の回収や設備の保守運用などについてのノウハウがないためだ。

そこで登場するのが、「IRU方式」

という仕組みである。

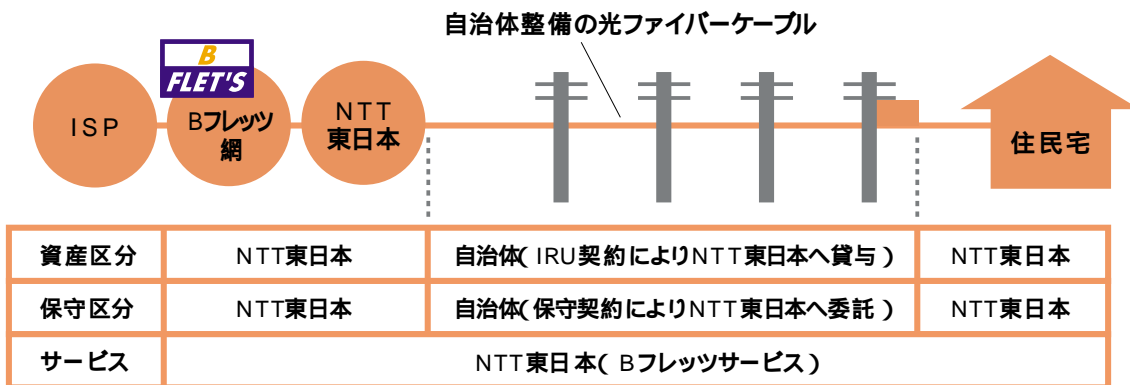
IRUとは "Indefeasible Right of Use" の略で、日本語に直訳すれば「破棄し得ない使用权」という意味になる。これだけではわかりにくいですが、要するに、民間事業者と自治体が契約を結ぶ際に、「契約者双方の合意がない限り、一方的に契約破棄や契約終了をすることはできない」というルールを定めておくのが IRU 契約だと理解してよい。

IRU方式によるBフレッツサービス

自治体がインフラ設備(光ファイバー網など)を整備。

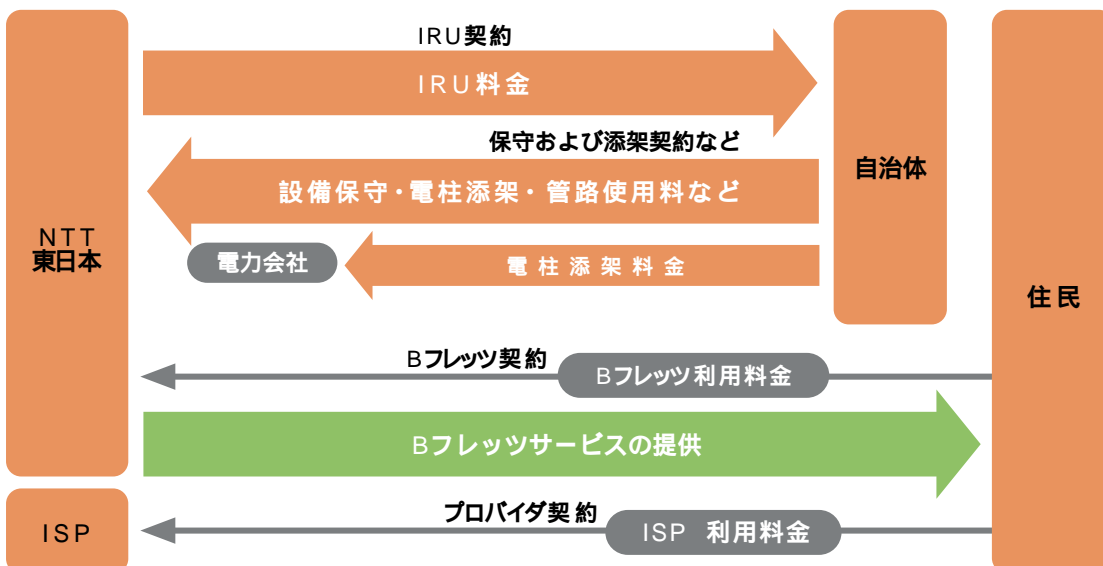
中継設備および局内設備はNTT東日本が整備。

光ファイバー網をNTT東日本が借り受け(IRU 契約) Bフレッツサービスを提供。



Bフレッツサービス提供までの契約関係図

NTT東日本と自治体間で、IRU契約および保守・電柱添架契約等を締結。



ISP : インターネット・サービス・プロバイダ。インターネットへの接続サービスを提供する事業者。



NTT東日本福島支店法人営業部SE
担当課長の中田有人氏。

高速 インターネットで 自治体の 地域サービスを 充実

つまり、IRU 契約とは、民間事業者（ばんたいまち磐梯町の例ではNTT 東日本）が、自治体所有の設備を長期にわたって安定的に使用できる権利を持つことができる仕組みなのだ。

「万が一、使用者（電気通信事業者）の同意なしに、設備所有者から一方的に契約が解除されてしまうと、地域住民は『Bフレッツ』や『ひかり電話』といったサービスを使えなくなってしまいます。IRU 契約では、そうした事態を防ぐために、使用者（電気通信事業者）の同意がなければ契約を解除できないと定められています」（中田氏）

IRU 契約に基づくブロードバンド化は、おおむね次のような仕組みで進められる。まず自治体は、自分が所有している光ファイバーを民間事業者に貸し出して、民間事業者から IRU 料金を受け取る。一方で設備の保守運用業務については保守料を支払って NTT 東日本に委託する。つまり自治体側には、サービス運用などの技術的な面については NTT 東日本に任せられるという利点がある。この契約を NTT 東日本側の視点で見ると、借りている光ファイバーの使用料を自治体に払うが、当該地域に住む人々に光ブロードバンドサービス（Bフレッツサービス）を提供することが可能になるので、そのサービス利用料金を得ることができる。つまり、自治体と民間事業者が連携してお互いにメリットを得ながら、ブロードバンド化を進めることができる仕組みなのだ。

この取り組みが進められている自治体のひとつである磐梯町では、2004 年 3 月に光ファイバーが開通した。ケーブルの長さは 29 キロメートル。この整備により、す

べての家庭に光ファイバーが届いたことになる。もちろんインターネットを利用するために光ファイバーを使うか使わないかは各世帯の自由だ。インターネットを利用したい人は、NTT 東日本の B フレッツサービスに加入してから、任意の ISP と契約すればよい。磐梯町では、当初 200 件のサービス利用者を目標としていたが、サービス開始時点ですでに目標を上回る申し込みがあったという。

情報の道路づくりを進める

福島県では、2006 年度から県独自に光ファイバー網整備事業への補助金を交付するとしているが、これは極めて稀なことであると中田氏は指摘する。

「これまでも、国による同様の補助金などはありましたが、磐梯町や二本松市（にほんまつし旧岩代町）などの IRU の取り組みに注目が集まり、県内の他市町村からも、多くの実施意向が県に寄せられたことで、



NTT東日本福島支店法人営業部SE
担当の折田雅之氏。

県としても補助金などによる支援が必要であると判断したとうかがっています。IRUを活用した取り組みが、地域の情報化に有効であると判断した県の対応は、ブロードバンド化に取り組む県内自治体の大きな励みになったと聞きます」

実際に、磐梯町や二本松市に続き、只見町、南会津町、猪苗代町でも2006年度において同様の光ファイバー整備事業に取り組み、IRU方式によるBフレッツサービスが提供される予定である（只見町では2006年11月からサービスが開始された）。この先もさらに多くの自治体で光ファイバー整備事業が計画されている。

「ブロードバンド化は、いわば情報の道路づくりです。作っても使われない道路になってはいけません」と語るのは折田氏だ。

「教育、医療、福祉など、地域サービスを充実させるために、高速インターネットはさまざまな使い方が考えられます。このインフラをうまく利用すれば、地方にいても都市部と同じレベルのサービスを受けられるような社会の仕組みづくりが可能になると思います」（折田氏）

広大な町にひとつしかない診療所と都市部の総合病院をネットワークで結び、両者が協同で診療にあたる只見町の「遠隔医療システム」や、テレビ電話を利用した双方向システムを用いて健康相談や行政案内などを行う磐梯町、大手学習塾の優秀な講師の授業をインターネットによって遠隔地からでも受けられるシステムを開発している南会津町など、すでにさまざまな試みが始まっている。

「現在は、各自自治体がそれぞれのシステムの構築に取り組んでいる

段階ですが、次の段階では、これらさまざまなシステムを複合的につなぎ、ひとつの社会システムとして自治体に盛り込みたいと思っています」と中田氏は展望を語る。

そのとき地域にはどんな変化がおこるのか。NTT東日本は地域の各方面と協力しながら、新たなモデル事業の構想を進めているところだ。

磐梯町のブロードバンド活用例

保健センター/行政機関



磐梯町 ブロードバンド

遠隔健康相談システム

健康
相談

双方向告知通信システム

地域
情報

緊急
情報

行政
案内



住民宅



遠隔健康相談システム

ブロードバンド環境を利用して、保健センターと住民宅とをテレビ電話で結び、双方向での健康相談が行える。

双方向告知通信システム (実験事業)

同じくブロードバンド環境を利用して、行政からのお知らせや地域情報、災害など緊急情報を、行政機関と住民宅とを結んで行う。